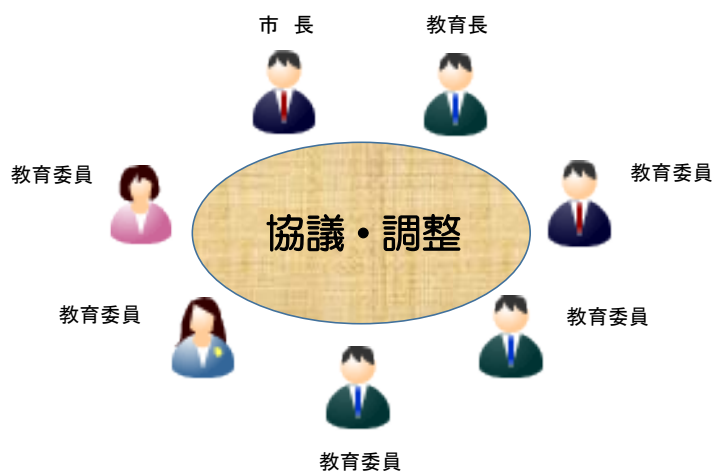


## 総合教育会議とは

### 1 設置の目的

市長と教育委員会が、相互の連携を図り、教育政策の方向性を共有するため、協議・調整の場として設置するものです。



- ☆ 市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能となる
- ☆ 市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行することが可能となる

### 2 内容

- ☆ 市長が設置し、招集します。  
会議は、市長、教育長、教育委員で構成されます。
- ☆ 次の事項について、協議・調整します。
  - ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること
  - ② 教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策に関すること
  - ③ 児童・生徒等の生命・身体に被害が生じる恐れがある場合など、緊急に講ずべき措置に関すること